

第5章

計画の推進体制

1 地域全体で取り組む子育て支援

本計画が、計画期間内に確実に、かつ効果的に推進されるためには、行政だけの取り組みだけでは十分ではありません。

家庭や地域、企業、学校等の社会全体がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に交流・連携、協働を図りながら、次代を担う子どもが心身ともに健やかに成長し、子どもを持ちたい人が安心して子どもを産み、子育てが楽しくできるように、一体となって取り組むことが必要です。

(1) 家庭の役割

家庭は、子どもにとって、親子の信頼関係を築く重要な場所であり、また、基本的な生活習慣、生活能力、他人に対する思いやり、社会的な礼儀作法、善悪の判断能力などのしつけを行う重要な役割を担っています。

特に親は、子育ての基本は家庭にあることを十分自覚し、親として求められる優しさと厳しさを持って子育てをすることが必要です。また、家庭の一人ひとりがそれぞれの役割を自覚し、男性と女性が共に家事や育児に参画し、家庭、家族があらゆる面でゆとりを持って助け合うという意識を持つことが大切です。

(2) 地域の役割

地域は、家庭を支える最も身近な社会であり、子育て家庭が地域で孤立することがないように、隣近所が互いに助け合い、地域ぐるみで子育てを支援するという風土を築いていく必要があります。

また、子どもが育つ上で、地域社会での様々な体験活動やボランティア活動は重要な体験です。地域でのびのび活動できる遊び場や体験活動の場を提供し、地域に住む人々はそれぞれの持つ技術や体験などを、子育て支援のために積極的に活かそうとする意識づくりが大切です。

(3) 学校等の役割

保育所や幼稚園、学校は同年代の子どもが集団で生活する場です。協力して何かを成し遂げるといふことや集団で生活することのルールなど、集団生活でしか得ることができない貴重な体験をする場となります。

また、子どもたち一人ひとりの個性を伸ばし、心豊かな人間性を養う、心を育む教育を実施するための教育環境を整えることが必要になります。

(4) 企業の役割

結婚、出産後も仕事を続けることを望む女性が増え、共働きの家庭が増加しています。仕事と家庭生活を両立できるよう、就労に関する環境条件を整備することが求められています。

企業は、育児休業制度の定着や労働時間の短縮、弾力化、多様な働き方を可能とした就業環境、妊産婦の健康管理など、就業条件の整備の推進が必要です。

また、子育ての社会的意義や男性が子育てに果たす役割の重要性について理解を深めるとともに、子どもの病気の看護などへの対応も容易にできる環境づくりが必要となります。

(5) 行政の役割

本計画の実現を目指し、社会全体に対して男女共同参画の視点や子育ての大切さ、楽しさなどについて広く広報啓発を行い、地域や企業の理解のもと国・県と一層連携して事業を推進することが必要になります。

また、保育所、幼稚園、学校などは、最も身近な子育て支援機関であることから、関係機関・団体や地域の人々と連携して、それぞれの地域の中核として地域に根ざした子育て支援を推進します。

さらに、住民からの子育て支援施策についての意見や要望を聞き、事業の実施状況並びに進捗状況を確認し評価していく体制をつくる必要があります。

2 連携体制の確立

(1) 住民参画の促進

住民と行政との協働による施策の推進を図るため、住民や住民団体等との連携を強化し、様々な分野への住民参加を促進し、市行政への意見の反映と子育て支援に向けた意識高揚に努めます。

(2) 地域との連携

地域ぐるみでの子育て支援体制の構築を目指すため、自治会や地域活動団体などへの働きかけを強化し、子育て支援の一端を担っていることの自覚を促すとともに、そうした地域と行政との連携強化を図ります。

(3) 企業等との連携

(財)21世紀職業財団やハローワーク、企業、事業所、商工会議所等との連携を促進し、企業等が子育て支援に関心を示し、仕事と家庭の両立ができるような体制づくりへの協力を要請します。

(4) 関係機関との連携

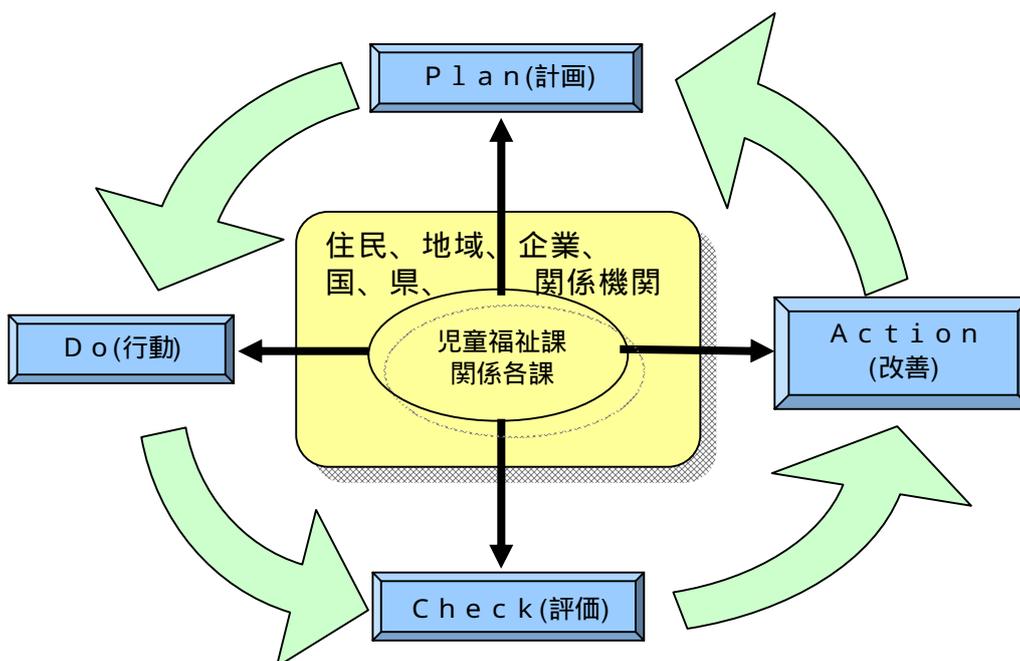
本計画を効果的に推進するため、市行政の積極的な取組はもとより、国や県、他市町村、関係機関等との連携を図り、効率的・効果的な推進に努めます。

3 行動計画の進行管理

(1) 進行管理体制

児童福祉課を中心として庁内各課からなる連絡調整会議を開催し、定期的に、本計画に掲載した各施策の実施状況や達成度といった進捗状況(Do)を把握、分析、評価(Check)するとともに、必要なものについては改善(Action)を行い、実施計画等に反映させます(Plan)。

図表 5-1 推進管理体制イメージ図



(2) 計画の公表と意見聴取

本計画を広く住民等に知ってもらい、次世代育成支援への理解と協力を得るため、啓発用パンフレットの作成とともに、広報紙や市ホームページに計画内容について記事を掲載します。

また、毎年度、越谷市児童福祉審議会に本計画の進捗状況等について各課に照会した施策実績の一覧を提出し、評価、検討いただくとともに、その結果を市民に対しても公表します。

(3) 庁内体制の充実

本計画の推進に際し、庁内関係課からなる連絡調整会議を開催し、関係各課との連絡調整や情報の共有化に努め、子育て支援施策の全庁的な取組を推進します。



4 目標事業量

次世代育成支援対策推進法により、本計画では保育サービスを中心とした子育て支援事業について、目標年度での数値目標を掲げることとされていることから、平成26年度末での本市の数値目標を示します。

事業名	事業の内容	現況 (平成21年度)	目標事業量 (平成26年度)
通常保育事業	保護者の就労または疾病等により、保育に欠ける児童を保育所等で預かる事業。 平日 8:30～16:30 土曜日 8:30～12:00	30か所 3歳未満児：931人 3歳以上児：1,978人	33か所 3歳未満児：1,210人 3歳以上児：2,224人
特定保育事業	保護者がパート労働者である等により、保育が困難な3歳未満児に対して、週2、3日程度又は午前か午後のみ等の柔軟な保育を行う事業。	7か所	12か所
延長保育事業	通常保育の時間帯（11時間）の前後に延長して児童を預かる事業。	30か所 600人	34か所 680人
夜間保育事業	夜間、保護者の就労等により保育に欠ける児童を預かる事業。 (午後10時まで)	2か所 40人	2か所 40人
トワイライトステイ事業	保護者の就労等の理由により、帰宅が夜間にわたる場合や、休日の勤務等の場合に児童を預かる事業。		2か所 6人
休日保育事業	保護者の就労の多様化に対応するため、日曜・祝日を含めた年間を通じて開所し、保育に欠ける児童を預かる事業。	2か所 40人	2か所 40人

事業名	事業の内容	現況 (平成21年度)	目標事業量 (平成26年度)
病児・病後児保育事業	病中または病気の回復期にあつて、集団保育が困難な時や個別の医療的配慮を必要とする児童を、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において、一時的に保育する事業。	(病後児対応型) 1か所 定員4人	(病児・病後児対応型) 2か所 定員8人
一時預かり事業	保護者の疾病や災害等により、一時的に家庭での保育が困難となった場合に、保育所等において、乳幼児を一時的に預かる事業。	7か所 定員85人	11か所 定員125人
ショートステイ事業	保護者の疾病、就労あるいは社会的事由、育児疲れ等により、育児や教育が一時的に困難となった家庭の児童又は、緊急一時的に保護を必要とする母子等を短期間、児童擁護施設等で預かる事業。		2か所
放課後児童健全育成事業(学童保育)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校の児童に対して、授業の終了後に、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業。	35か所 1,946人	39か所 2,194人
地域子育て支援拠点事業	子育て家庭を対象に、子育て親子の交流の場の提供や、子育て等に関する相談・援助等を実施し、地域の子育て支援を行う事業。	10か所	16か所
ファミリー・サポートセンター事業	育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となった組織による事業。	1か所	1か所
家庭保育室	低年齢児(0、1、2歳)を保育する家庭保育室の拡大により待機児童の解消を図る。また国の定める家庭的保育事業についても取組を進める。	家庭保育室 定員204人	家庭保育室 定員369人 (うち家庭的保育40人)

事業名	事業の内容	現況 (平成21年度)	目標事業量 (平成26年度)
障がい児施設整備事業	みのり・あけぼの学園の一体的整備を図り療育事業の拡大を図る。		1か所
妊産婦・新生児訪問 (乳児家庭全戸訪問)	助産師等が妊産婦や新生児のいる家庭を全戸訪問し、妊婦・出産・育児について相談を受け、子育ての悩みや不安の解消等を図る。		全家庭
乳幼児家庭訪問	保健師等が子育ての悩みや不安等を抱える家庭や健診未受診家庭を訪問し、育児や健康などの相談を受ける。また、他の子育て機関と連携を図り、適切な支援を行う。	590件	600件
乳児健康診査	4か月児、10か月児の身体測定・診察・相談を医療機関で実施する。	95%	96%
幼児健康診査	1歳6か月児、3歳児を対象に身体測定・問診・診察(内科・歯科)及び保健師・栄養士による相談を行う。	93%	94%